

1章

個人事業主のQ&A

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

個人事業主／個人

(フリーランス)

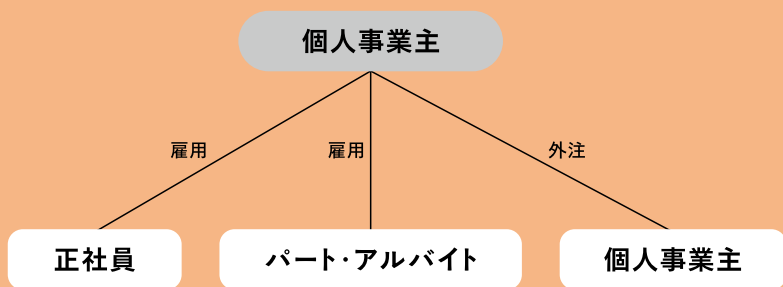
(副業)

個人事業主は法人ではなく、個人として仕事を受けて報酬をもらうフリーランス全般を指します。法人を設立させなくても事業を行うことができるシンプルな形態ではありますが、事業者として確定申告や納税が必要となる場合是对応しなくてはなりません。

また、企業に勤務されている等の被雇用者の方でも副業として個人で仕事を受けて報酬を受け取っている場合は、個人事業主ではないものの確定申告が必要な場合があります。

一般的な組織構成

個人事業主は活動を行うにあたって、ひとりで完結することも多いかと思います。ただし個人事業主であっても、正社員・パート・アルバイト等の従業員を雇用したり、他の個人事業主に仕事を外注する等、組織的に活動することは可能です。



会計・税務と組織運営上のポイント

- ・仕事（事業）のお金と生活のお金を分けて管理する必要がある
- ・個人事業主は自分自身に給与を支払うことはできない代わりに、事業で稼いだ利益が可処分所得となる
- ・ある程度の規模までは、所得税の確定申告を税理士に依頼せずに自分自身で行える
- ・事業用とプライベート用の両方の用途がある支出（家事関連費）のうち事業に関連する部分は経費化が可能

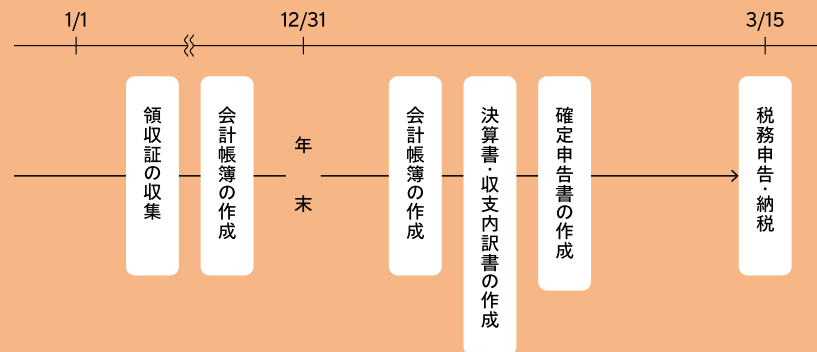
会計の拠り処となるルール

所得税法

個人における会計ルールは原則所得税法に規定された法令に従って、簿記により帳簿を作成し、収支内訳書や決算書を作成します。収支内訳書や決算書で計算された所得に基づいて税金を計算します。

決算スケジュールの例

法人は決算年度の開始月と終了月を自由に選択可能ですが、個人の場合は必ず1月1日スタート、12月31日終了の暦に従って計算をします。翌年の3月15日が確定申告の期限です。



POINT 所得税の所得の種類

所得税はその所得の性質によって、所得の種類が区分され、各々の所得で計算のルールが異なります。個人事業主の所得は「事業所得」という所得の種類となります。一方で、会社員やパート・アルバイトの方が副業で得た所得は、「雑所得」という所得の種類となります。主な取り扱いの違いは下記の通りです。

- ・個人事業主の所得＝事業所得→青色申告が可能、赤字は他の所得と相殺できる
- ・副業の所得＝雑所得→青色申告不可能、赤字は他の所得と相殺できない

Q フリーランスになったらどんな手続きが必要？

勤めていた制作会社を辞め、フリーのアートマネージャーとして活動することにしました。芸術祭のコーディネート業務やワークショップ運営等の業務を個人で受託する予定です。フリーとして独立する際に必要な手続きはありますか？ [アートマネージャー Aさん]

A フリーランス（個人事業主）として開業したら、まずは届け出を。

フリーランスとして独立したときには、まず最初に届出書等を出す必要があります。

開業届出書

必ず提出するのは「開業届出書」です。税務署に、個人事業主として開業した旨を報告するための届出書です。事業を開始してからひと月以内に提出しなければならない届出書で、後々遅れて提出してもペナルティはありません。ですので、すでにフリーランスとして独立して開業届を出していない人は、後からでも出してください。

個人事業主として開業し個人で活動していることを証明するときに、この開業届出書が必要になってきます。例えば、補助金や助成金の申請や、物件を借りるとき等にも、フリーランスで活動していることを証明する書類として、開業届出書を求められることもあります。確定申告を毎年していれば、「確定申告書の控え」というのもフリーランスの立場を証明する書類のひとつになりますが、独立したてで確定申告をしたことのない段階では証明手段が限られてしまいます。そこで開業届出書の控えを必ず手元に用意しておくことは、そうした証明手段にもなると思います。

青色申告承認申請書

もう一点、「青色申告承認申請書」は、確定申告の際に事業所得を青色申告で申告したい場合に提出します。この申請書を提出して承認を受けると、青色申告の特典としてさまざまな税制上のメリットを受けられます。メリットを受けるためには、簿記のルールで記帳された会計帳簿を揃える等の複数の要件がありますが、それらを満たせる人に関しては、青色申告承認申請書も一緒に出して、青色申告の特典を受けることをおすすめします。青色申告については、[Q.03](#)を参照ください。

こちらは青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで^{*}が提出期限となっていますので、ご注意ください。

^{*}その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合には、その事業開始等の日から2月以内。

Q 確定申告ってなんですか？

今年初めてアーティストとして収入が発生しました。「確定申告」が必要だと聞いたのですが、それってなんですか？

[ダンサー Kさん]

A 自身の1年間の所得（＝収入－経費）を計算し、税金の申告をする手続きです。

確定申告とは1年間分の所得税の計算と申告をするための手続きのことを言います。書類の各項目にさまざまな数字を埋めていき、税金を計算します。なお、「所得」とは「収入」から「経費」の金額を差し引いた金額のことです。確定申告は毎年暦年で1月1日から12月31日までの所得と所得税を計算して、翌年の3月15日までに申告と納税をします。

■ どんな場合に確定申告が必要？

例えば、作品が売れた、出演料もらった、講師料もらった、印税もらった、舞台を主催した、イベントを行った等、さまざまな個人活動があるかと思います。そこで収入をもらったなら、基本的には確定申告が必要です。ただし収入があっても、経費がその収入の金額を超える（＝所得がない）場合等、必ずしも確定申告をしなければならないとは限りません。ただし、その場合でも確定申告をすることは可能です。

■ 確定申告の流れ

まずは領収証や取引先が発行した請求書、自分が提出した売上の請求書の控え等の「証拠書類」を集めます。その後それを帳簿に集計します。その帳簿から「白色申告」か「青色申告」かに応じて、白色申告では「収支内訳書」、青色申告では「青色申告決算書」へと転記します。「収支内訳書」や「青色申告決算書」は、売上や各経費の金額を項目ごとに集計して、売上の集計額から経費の集計額を引いて所得を計算する仕組みになっています。そこで計算した所得の金額を確定申告書へ転記して、税金を計算するという流れです。

Q 「青色申告」と「白色申告」の違いは？

確定申告には「青色申告」と「白色申告」の2種類があると聞きました。
どのような違いがありますか？

[演劇制作者 Sさん]

A 白色申告は記帳が簡便、 青色申告は記帳が複雑だが特典あり。

確定申告には帳簿の記帳方式が簡便な白色申告と、比較的複雑な青色申告の2種類があり、青色申告を行うと、さまざまな税制の特典を受けることができます。

■ 青色申告には「特別控除」がある

青色申告のうち特別控除（65万円控除・55万円控除）を受ける場合は、複式簿記のルールを厳格に守って記帳をしていく必要があります。

事業所得を含む「所得」は、収入から経費を引いて計算されます。その計算のときに、事業所得の金額から55万円を差し引いてもよいという「特別控除」があります。特に55万円分の支出をしなくても、55万円分を経費として差し引ける（＝所得が減る）ので税金が安くなります。

さらに、次のいずれかの場合には控除額が10万円増加して65万円の控除となります。

● 電子申告（e-tax）で確定申告をした場合

e-taxの番号を取得することで自宅や事務所からインターネットで直接確定申告ができるようになり便利です。さらに税額自体も少なくすることができます。

あるいは

● 電子帳簿の保存要件を満たしている場合

電子帳簿保存法については第7章（127ページ～）で解説します。

ただし、前述の控除を受けるには複式簿記のルールに則って記帳する必要があり、そうでない場合は10万円の控除になります。また、55万円控除もしくは65万円控除は確定申告の期限内に申告をした場合にのみ適用があります。なので先ほどの要件のいずれかを満たしていても期限内に申告が間に合わなかったときは10万円の控除になってしまうことに注意してください。なお、所得が55万円や65万円に満たないときは所得が0になるまで控除できます。

■ 「資産」購入後の経費処理方法に違い

また、白色申告と青色申告では、楽器やパソコン、映像機材等「資産」にあたる物品購入後に行う「減価償却」の方法にも違いがあります。一般的に、1個あたり10万円未満の資産を購入した場合には、基本的には「消耗品費」に区分したうえで経費計上しますが、10万円以上の資産を購入した場合には、償却の方法に複数の選択肢があります。

まず、青色申告の場合は、1個あたり30万円未満の資産までは即時に経費化が可能です。一方、白色申告の場合は、1個あたり10万円以上の資産は固定資産としていったん計上して、それを法定耐用年数という法令で定めた年数に基づいた償却率で経費を分割して、複数年に渡って経費処理をします。法定耐用年数は、資産ごとに何年で経費化するのかが定められている「耐用年数表」を参照します。例えばパソコンなら4年、車なら6年等のルールが決まっています。

あとは10万円以上20万円未満の資産だと白色・青色問わず、3年間で分割して償却する方法もあります。例えば15万円の資産を買ったら5万円ずつ3年間で均等で償却をする計算となります。青色申告で即時償却をするメリットは、早期に経費を多く計上することで、その分だけ早く所得を圧縮することができる点にあります。

Q 「青色申告」に移行する目安はありますか？

04

現在はイラストレーターとして白色申告をしています。
青色申告に移行する場合の目安はありますか？

[イラストレーター Tさん]

A 今後の黒字が見込まれるなら 青色申告への切替がおすすめ。

毎年最大65万円の青色申告特別控除（Q.03参照）は、事業所得で黒字が出ていないと適用にならないので、黒字が出たタイミングからでもよさそうです。

最大65万円の控除を摘要するためには「複式簿記」というルールを使った記帳が必要ですが、クラウド会計ツールやパッケージソフトを活用すれば、そのルールに習熟していなくても比較的切り替えしやすいかと思います。導入のコストがかかるものの近年はさまざまなサービスが登場しているので検討してみてもいかがでしょうか。

一方で、青色申告では「純損失の繰越控除」といって、事業所得で損失（収入よりも経費が多かった）が出た場合に、損失の金額を次年度以降3年間繰り越すことができます。黒字化した時点で損失を黒字と相殺できるので、将来の税額を圧縮するメリットにつながります。当年度に損失が発生する状況であっても、この先の黒字化が見えているのであれば、将来の税軽減の視点から青色申告の移行に踏み切るのもおすすめです。

また、青色申告には青色専従者給与（事業専従している親族への給与）の支給、少額減価償却資産の特例（30万円未満の資産の即時償却）等の特典がありますので、そういった特典制度を利用したい場合には、青色申告への移行を検討するのがよいでしょう。

Q 10万円以上の楽器を買ったときの 経理処理は？

05

10万円以上の楽器を購入しましたが、確定申告でどのように処理をしたらいいですか？

[演奏家 Nさん]

A 固定資産として計上を行い、 減価償却費として計上します。

まず購入時に「器具備品」という固定資産科目で計上します。Nさんの場合は楽器が、事業目的で使う固定資産なので、減価償却を行い法定耐用年数による償却率に基づき、複数年にわたって減価償却費として費用化していきます。

楽器の法定耐用年数は5年ですので、それに合致した償却率で減価償却費を計算します。固定資産の償却の方法は「定額法」「定率法」と2種類の方法がありますが、個人事業主が器具備品の減価償却費の計算を行う場合には、原則的には定額法を適用します。一定の届出書の提出を行うと、定率法も選択可能です。

なお、中古楽器を購入した場合には、中古資産の耐用年数ルールに従い一定の計算により耐用年数を計算しますので、ご注意ください。また、プライベートで使うものに関して経費の計上はできません。「減価償却」については、Q.03を参考にしてみてください。

Q バイトをしながら俳優をしている場合、確定申告は？

コンビニでアルバイトをしながら俳優活動をしています。アーティスト活動での収入があった場合、確定申告は必要ですか？

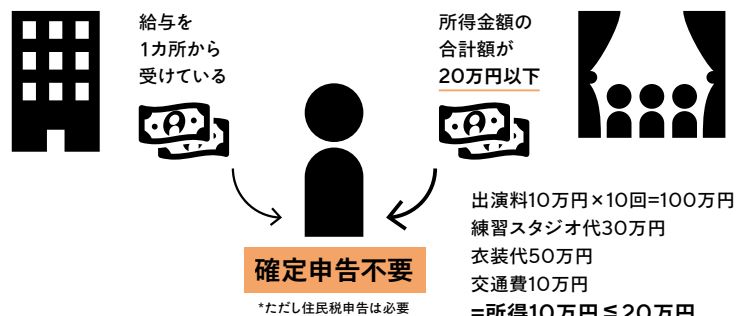
[兼業俳優 Hさん]

A 所得の金額によっては確定申告が必要です。

確定申告が必要な場合と不要な場合を例に挙げて説明します。まず前提としてHさんのように給与収入（アルバイト収入）のある方は、給与所得以外の所得金額の合計が20万円以下であれば確定申告は不要となります。

■ 確定申告が不要な例

アルバイトスタッフで給与を1カ所から受けながらも個人として俳優活動をしています。俳優としての収入が100万円で、諸経費は90万円ほど。収入から経費を引いた所得の金額が10万円で、給与所得以外の所得金額が20万円以下なので、確定申告は不要です。ただし、確定申告は不要でも所得がある限り住民税申告は必要になります。



Q 「収入」「費用」「所得」の違いは？

フリーランスとして確定申告をこれから始めます。「収入」「費用」「所得」の違いを教えてください。

[ライター Mさん]

$$A \quad \begin{array}{c} \text{収入} \\ (\text{売上} \cdot \text{助成金} \cdot \text{補助金}) \end{array} \overset{\text{マイナス}}{-} \begin{array}{c} \text{費用} \\ (\text{経費}) \end{array} \overset{\text{イコール}}{=} \text{所得}$$

「収入」は売上やその他の収入（助成金・補助金）で構成されるものだと考えてください。「費用」はその収入を得る為に負担される金額、いわゆる経費のことを指します。「所得」は収入から費用を差し引いたものです。いわゆる利益と同義です。個人の所得税は、基本的にこの所得をもとに計算されます。そのため、個人事業主であれば、収入から費用を差し引き、事業の所得を計算することが、確定申告の準備において非常に大事なステップです。

■ 確定申告が必要な例

給与を1カ所から受けていて、アルバイトスタッフでありながらも個人として俳優活動をしています。俳優としての収入が60万円で、その他の諸経費は30万円ほど。売上から経費を引いた所得の金額が30万円で、給与所得以外の所得金額が20万円超なので、確定申告が必要です。



Q 確定申告に必要な資料とは なんですか？

確定申告の際に請求書やレシート等を集めなくてはならないと聞きました。
必要な資料について具体的に教えてください。

[フォトグラファー Yさん]

A 請求書、支払通知書、レシート、領収証、 通帳等を集める必要があります。

売上と経費の資料（証拠書類）に分けて説明します。

■ 売上の資料について

売上の資料には、自身が発行した「請求書（の控え）」や、クライアントが発行した「支払通知書」等があり、それらを集める必要があります。その他に源泉徴収された売上については「支払調書」という書類もありますが、支払元には必ずしも法的に交付する義務はないのでもらえない場合もあります。確定申告書に添付する義務もないので、参考資料として取っておきましょう。

「請求書」や「支払通知書」等の書類がない売上は、通帳への入金額や、手渡しでもらった金額を元に、帳簿上で集計してください。源泉所得税が差し引かれた金額を受け取っている場合には、差し引かれる前の額面総額を売上として計上することになりますので気をつけましょう。

■ 経費の資料について

経費の資料としては、「領収証」と「レシート」等を集める必要があります。経費にするためには「レシート」ではなく「領収証」をもらわないとダメなのかと思われる方もいらっしゃいますが、レシートでも領収証でも、確定申告の経費の証拠書類としてはどちらも問題ありません。領収証が証拠書類として重視されてきた理由は、支払い者が誰であるかを明確に証明できるからです。

また、銀行振込の明細等に内容を書いておくことでも経費の証拠書類になりますので、事業用に使用している通帳の現物やコピーもきちんと保存しておく必要があります。

なお、実際に経費として生じているにもかかわらず、「領収証」や「レシート」が発行されない場合は、別途、出金伝票・帳簿に「いつ、いくら、だれに、何を、何のために買った」かを記録しておけば経費になる場合もありますが、やむを得ない時の対応と考えた方がよいです。

Q 俳優として計上できる「経費」は？

俳優として活動していますが、どのようなものが経費として計上できますか？

[俳優 Rさん]

A その活動に関連し、直接必要なものなら 経費計上できます。 ただし、さまざまな基準から判断を。

活動に直結するものなら大丈夫です。俳優の場合は公演前のレッスン代等、その活動に直接必要なものであれば、経費として計上できます。

必要経費の判断基準はさまざまあります。客観的に見て経費なのか、社会通念上これは経費なのか、事業に必要なものなのか、事業上やむを得ない支出なのか、直接的に業務と関連性があるのか。そうした視点で経費になる・ならないを判断します。

Rさんのように俳優・パフォーマーの場合、衣装費も該当します。ただし、作品で使った後に、日常的に着用するものは経費化が難しいと思います。その作品の制作にのみ使う衣服費であれば、経費化は基本的に問題ありません。また小道具も同様です。

他にも例えば、美術作家に関しては、作品制作の参考にするためリサーチとして展覧会に行った場合、展覧会の入場料金も経費として計上して大丈夫です。

10 Q 自宅の一室をアトリエにしている場合、家賃は経費になる？

映像作家として自宅の一室を作業部屋（アトリエ）にしています。この場合、家賃は経費になりますか？

[映像作家 Wさん]

A 事業供用している面積に応じて家賃の金額を按分すれば、事業供用の面積割合に応じて経費にすることができます。

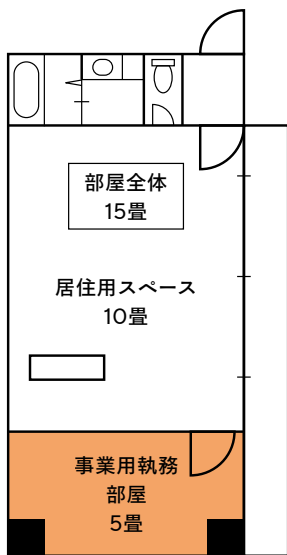
自宅で制作を行っている場合、家賃全額を経費にすることはできません。ですが、活動するために使用している部分の面積に応じて家賃を按分（比例配分）して、その分を経費にすることはできます。

例えば、15畳の月12万円の家賃の部屋。そのうち区切られたひと部屋を、活動のためのみ使っていて、ここでは寝泊まりやプライベートの道具を置いたりせず、執務スペースとして、活動用のパソコンや本、道具が置いてあるとします。

この家の間取りは全部で15畳あり、そのうち事業として使っている部分の面積は5畳なので、合計面積のうち3分の1を事業として使っています。したがって家賃を経費化できる割合も3分の1となります。その月の家賃12万円に活動に使用している部分の面積の割合である3分の1を掛けて、4万円までなら「地代家賃」として計上できる計算です。

このように面積等定量的に事業として使っている部分が把握できるなら、その部分は按分して経費化することが可能です。事業の執務室としての使用が明確に区分できなかった場合には全額を経費化が認められなかった事例もありますので、お気をつけください。

家賃の場合には、図面をもとに事業で使用している面積の計算をして、その図面を保存しておいてください。必ず測定の根拠や、一定の合理的な根拠を残しておくのがポイントです。



11 Q 個人事業主間での支払いに、源泉徴収は必要？

美術家です。展覧会のチラシデザインを、フリーのデザイナーに依頼しました。個人事業主間で謝金を支払う場合、源泉所得税を差し引いた上で支払う必要はありますか？

[美術家 Aさん]

A 給与の支払者でなければ、基本的に源泉徴収は必要ありません。

個人事業主であるAさんから個人事業主であるデザイナーさんへ、デザイン費を払う場合ですが、Aさんがスタッフや従業員を雇用して給与を支払っている個人事業主（源泉徴収義務者）でなければ、基本的に源泉徴収の必要はありません。

ただし、スタッフや従業員を雇用して給与を支払っている個人事業主は「源泉徴収義務者」に該当します。その場合、給与はもちろんのこと、デザイン費や撮影費、出演料等の報酬を支払う際にはその報酬金額から源泉徴収を行った上で、相手先に報酬を支払う必要があります。また、天引して徴収した源泉所得税は原則支払月の翌月10日までに国に納税する必要があります。

13 Q 交通費を含めた謝金は、売上に計上していい？

フォトグラファーとして遠方で撮影の依頼を受けました。交通費を立て替えて、謝金と合算して振り込まれた場合、売上に計上しますか？

[フォトグラファー Kさん]

A 基本的には売上に含めて計上します。 セットで経費の計上も忘れずに。

基本的には交通費部分も売上になります。ただし、使った交通費についても経費として計上すれば結果的にプラスマイナスゼロになるので、売上に計上したからと言って所得が増え、所得税が増えることはありません。

一方で、売上に含めない場合もあります。例えば新幹線代を立て替えた際、その新幹線代の領収証を売上の相手先の宛名でもらって提供した場合には、相手先が本来負担すべきお金を個人事業主自身として立て替えたこととなります。それは立替金扱いの処理になるので、その金額は売上にも経費にも含めません。

売上として入ってくる場合には、必ず漏れなく経費を計上しましょう。

13 Q 助成金・補助金は どう確定申告すればいいですか？

個人で造形作家をしています。助成金・補助金の収入がありました。確定申告でどのように処理するか教えてください。

[造形作家 Sさん]

A 作家活動へ支給された助成金・補助金は、 事業所得の雑収入・雑所得の収入として 処理しましょう。

助成金・補助金には作家活動に関連するものや、生活の保障として支給されるようなものがあります。生活の保障として支給されるものは、基本的には非課税となるものがほとんどでしょう。一方で、作家活動に対して支給されるものは、基本的には課税されます。

作家活動に対して支給される助成金・補助金ですが、その作家活動を本業として行っている方が収入を得た場合には、事業所得の雑収入として処理をします。作家活動を副業として行っている方が収入を得た場合には、雑所得の収入として処理をします。

いずれの所得に該当する場合でも、助成金・補助金からその活動にかかった諸経費を差し引いた利益部分の金額である所得金額が、所得税・住民税の課税の対象となります。

また、助成金・補助金は、消費税の課税対象外となっています。

フリーランスの法人化は必要? 「法人成り」を考える

税理士・伊沢成貴

個人で小さく出発した活動も、続けていくうちに仲間が増えてきたり、扱うお金が大きくなったりします。芸術文化で活躍するフリーランスの方からは、よく法人設立(法人成り)の相談をいただきます。このまま個人で活動すべきか、法人を作るべきかで悩まれている人は多いのではないのでしょうか。事業経営に絶対の正解はありませんが、ここでは法人化を検討するためのヒントをご紹介します。

■こんなときに法人成りがおすすめ

組織として活動していきたい

一人で行っている活動について組織化して拡大していきたい、また、さまざまな仲間と特定の目的を組織として達成したい場合には、法人というハコを作り、人を巻き込むことによって、実現可能性が上がるのが期待されます。例えば演劇制作やイベント運営等チームで動く事業や、アーティストや俳優の方がマネージャーやアシスタントを雇用して個人事務所を運営したい場合は、法人だと活動しやすいでしょう。

税負担を軽減したい

法人化により、税金負担が個人事業時代と比較して軽減することがあります。一般的には、役員報酬の経費化や法人税率・地方税率と所得税率・地方税率の差により、税負担が軽減されることが多いです。

具体的には、法人で役員報酬を支給することにより、法人と個人との間で所得が分散されることや、さらに、個人側では給与所得控除が適用されること等により、個人事業主として負担する税金負担額よりも、法人化後の法人と個人の税金負担額の合算額の方が少なくなる場合があります。また、法人の法人税率・地方税率、個人の所得税率・地方税率には違いがあり、所得が高い方は法人税率・地方税率が所得税率・地方税率よりも低くなる場合があります。

上記以外にも、さまざまな税金負担を軽減させる策はありますが、おおそ700~800万円程度以上の所得が出ている場合には、法人化による税負担メリットがあるでしょう。非営利型の一般社団法人やNPO法人は、法人税法上の収益事業として規定される特掲34業種のみが法人税・地方税の課税の対象となりますので、収益事業以外の事業を行う場合

には、税負担について検討を行うとよいと思います。(詳細は [Q.19](#) をご参照ください)

社会的な信用を高めたい

法人は登記がされるため、公的にその存在が確認でき、活動に対して社会的な信用力が得やすくなります。取引先によっては、「法人でない契約できない」と言われる等、取引を行う条件として求められる場合もあります。実際、文化事業における運営委託のコンペに出たいから法人を設立するといったケースもあるようです。

■各種手続きやコストの増加に注意

一方で、法人化をすると、各種手続きが必要になったり、コストが増えるという面もあります。まず、法人設立のための登記は、組織設計を司法書士に相談しながら進めることをおすすめします。当然そこに費用は発生します。

次に、税金の申告ですが、個人事業主として活動されている方は、所得税の確定申告書をご自身で作成しているケースも多いかと思います。法人も同様に法人税や地方税(や消費税)の申告書の作成提出が必要ですが、税金計算や申告書作成が非常に難しいため、税金周りに関しては基本的に、税理士に依頼するかたちになると思います。

さらに、法人は社会保険の加入義務がありますので、その事務手続きや徴収・納付の手間もかかり、給与計算も必要になってきます。社労士に、社会保険関係の手続きをスポットで依頼をしたり、組織規模が大きくなる場合には顧問契約を締結して、手続き業務や給与計算等の労務全般を委ねることもできます。

こういった、各種手続きを行うことや、専門家に対するコスト負担ができるか? という点も法人化を考える上では重要です。

■事業の目的に合わせた活動形態の選択を

上記の通り、さまざまな効果を期待したり、その目的を達成するために、総合的な検討が必要なものも理解いただけたと思います。フリーランスのままでも、フリーランスが集まり活動を進めたり、スタッフを雇用したりできます。また、税負担の軽減についてもさまざまな方法があります。法人化を検討する場合は、なぜ必要だと感じるのかご自身の活動に当てはめてみてご検討ください。一番大切なのは、芸術文化活動を持続的にやっていく上で、ご自身がイメージされる将来のかたちにつながる活動形態かどうかという点だと思います。

なお、法人化を決めた場合も、どの法人形態を選択すべきかで悩まれると思います。株式会社と合同会社の違いについては [Q.48](#) を、非営利も含めた法人選択についてはコラム「任意団体を法人化するときの検討ポイント」(86ページ)もぜひご参照ください。